申請の手引

令和3年度

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業

本事業は、令和2年度までの「すまいの創工ネ・省工ネ応援事業」の後継事業として 実施する、創工ネ設備等への設置補助事業です。この度、補助金額を定額にするほか、申 請様式や必要な添付書類等を大幅に変更していますので、申請に当たっては必ず、本手引 をご確認ください。



京都市の環境マスコット「エコちゃん」

問合せ・申請窓口:京(みやこ)安心すまいセンター

開館時間 9時45分~16時30分

(申請受付は9時45分~11時30分, 13時~16時30分)

休館日 水曜日,祝日,年末年始(12月29日~1月3日)

住所 〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

電話器 075-744-1631 ※ 電話は9時30分~17時

目次

1	令	·和3年度の主な変更点と注意点	1
	(1)	補助対象設備	1
	(2)	各設備の補助金額及び要件	1
	(3)	交付申請書の受付期間	1
	(4)	契約時期	1
	(5)	設置場所及び使用場所	2
	(6)	実績報告書の提出期限	2
2	補	 助金交付までの流れ(一般的な例)	3
3	補	助金額について	4
4	補	 助対象の詳細について	5
	(1)	申請を行う方は、次の①~③の要件を満たす必要があります。(要綱第4条)	5
	(2)	設置する設備は、次の①~⑤の要件を満たす必要があります。(要綱第5条)	6
	(3)	設備を設置する建物は、次の①~③の要件を満たす必要があります。(要綱第6条)	7
	(参	考)蓄電システムSII登録済製品の確認方法	8
	(参	考)太陽熱利用システムのBL認定製品の確認方法	9
5	景	観手続(※ 必ず交付申請・工事着手前にご確認ください。)	10
	(参	考)景観規制等の確認方法	10
6	問	合せ・申請窓口	12
7	提	出書類チェックリスト	13
	(1)	交付申請	13
	(2)	変更承認申請	13
	(3)	実績報告	14
8	交	付申請書の記入例と注意点	15
9	変	更承認申請書の記入例と注意点	17
10	実	績報告書の記入例と注意点	19
11	添	付書類作成例	21
	(1)	付近見取図	21
	(2)	太陽電池モジュールの写真	21
	(参	考) 見積書作成例(任意様式)	22
12	ょ	くあるご質問	23

1 令和3年度の主な変更点と注意点

(1) 補助対象設備

①太陽光発電システム,②蓄電システム及び③太陽熱利用システムです。

なお、蓄電システムについては、太陽光発電システムと同時設置・同時申請される方 のみ対象です。

また,同種の設備が既に設置されており,増設となる場合は補助対象外です。

(2) 各設備の補助金額及び要件

対象設備	<u>令和3年度補助金額</u> (<u>全て定額</u>)
① 太陽光発電システム	<u>20万円/件</u> (2.0kW以上)
② 蓄電システム (①と同時設置, 同時申請の場合のみ)	<u>10万円/件</u> (4.0kWh以上)
③ 太陽熱利用システム	

(参考) **令和2年度助成金額**(比例又は定額)
2~5万円/kW
(0.5kW以上)
3万円/kWh
(1.0kWh以上)
5~30万円/件
(自然循環・強制循環型)

- ※ 上表以外の設備との同時設置や、他の補助事業の併用などによる**上乗せはありま** <u>せん</u>。
- ※ HEMSへの補助は終了しました。

(3) 交付申請書の受付期間

令和3年4月12日(月)から受付終了日の令和4年3月1日(火)まで

(予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。)

※ 必ず、補助対象設備を設置する日の前日までに提出してください。(事前申請制)

(4) 契約時期

見積書等で,請負・売買契約を締結する予定であることが示せる場合は,契約締結前であっても交付申請が可能です。

※ 実績報告時に契約書等の提出が必要となります。

(5) 設置場所及び使用場所

京都市内の建物で、申請者が<u>実績報告書を提出する時点で所有し</u>、又は<u>居住している</u>住宅若しくは<u>集会所</u>です。住宅については、<u>延べ面積の二分の一以上が居住の用に供さ</u>れていることが条件です。

(6) 実績報告書の提出期限

次のア又はイの、いずれか早い期日までです。

ア 「電力需給契約内容のお知らせ」の発行日又は「メーカー発行の保証書」の保証開始日の翌日から60日

イ 令和4年3月15日(火)

- ※ 実績報告書の提出時、設備ごとに、以下の書類の添付が必要です。提出期限を過ぎた場合は、補助金をお支払いできません。
 - ・ 太陽光発電システムを設置する方:「電力受給契約内容のお知らせ」
- ・ 蓄電システム又は太陽熱利用システムを設置する方:「メーカー発行の保証書」 なお、実績報告書の添付書類として、メーカー発行以外の保証書や引渡証明書、工事 完了証明書を使用することはできません。

2 補助金交付までの流れ(一般的な例)



申請者

●京安心すまいセンター ②京都市



0

0

0

0

(1) 交付申請書の提出

【申請期間】

令和3年4月12日(月)から 令和4年3月 1日(火)まで

原則、設備の設置より前に交付申請を行って ください。 郵送

受付

提出書類の不備確認(訂正・追加等)

提出書類の確認の完了

書類審査

補助金交付決定

(3) 設備の設置

補助金額に変更がある場合は,**変更承認申請** を提出してください。



郵送 (2) 交付決定通知書の送付

提出書類の確認完了後,約1箇月で送 付します。

(4) 実績報告書の提出

- ア 補助対象設備の
 - ・電力受給契約内容のお知らせ
 - ・メーカー発行の保証書 の発行日等の翌日から60日以内
- イ 令和4年3月15日(火)

のいずれか早い日までが期限です。

郵送

受付

提出書類の不備確認(訂正・追加等)

提出書類の確認の完了

書類審査

補助金交付額決定

(5) 交付額決定通知書の送付

提出書類の確認完了後,約1箇月で送

(6) 補助金の請求

補助金の請求書の到着後,

- ア 請求書を確認して押印
- イ 振込指定口座を記入
- ウ 補助金のアンケートを記入
- し、2週間以内に返送してください。

郵送

郵送

補助金の請求書を同封しています。

※補助金のお振込みは通知いたしません。

"京都市"や"キョウトシ"からのお振込みを通帳記帳等で御確認ください。

以上で補助金の手続は全て完了です。

(7) 補助金の交付

付します。

御返送から約1箇月で,御指定の口座に補助金を<u>お振込み</u>します。

3 補助金額について

令和3年度は、①太陽光発電システム、②蓄電システム、③太陽熱利用システムの3 種類の設備について補助金の交付を行います。

補助金額は設備容量等によらず<u>定額補助</u>となります。①太陽光発電システムと②蓄電システムは設備の最低容量の基準を設けています。

補助金額は下表のとおりです。<u>補助対象設備ごとに要件があります</u>ので、P5以降を ご確認ください。

補助金額

	補助対象設備	補助金額
1	太陽光発電システム	<u>20万円/件</u> (2.0kW以上)
2	蓄電システム	10万円/件(4.0kWh以上)
	(①と同時設置,同時申請の場合のみ)	<u>10万円/件</u> (4.0 k w n 以上)
3	太陽熱利用システム	10万円/件 (強制循環型のみ)

(補助金の利用例)

- A ①太陽光発電システム 4.0kW
 - **②蓄電システム** 7. 2 kWh を同時に設置する場合
 - → 20万円+10万円= 30万円
- B ②蓄電システム 5.4 kWh のみを設置する場合 → 0万円(補助対象外)
- C ③太陽熱利用システムのみを設置する場合10万円
- D ①太陽光発電システム 1.2kW
 - ②蓄電システム4.2kWhを同時に設置する場合0万円(補助対象外)

(同時設置ですが、①太陽光発電システムが補助対象外であることから、

②蓄電システム共に、補助対象外です。)

4 補助対象の詳細について

補助対象かどうかは、主に次の3つの要件によって決まります。 $(1)\sim(3)$ それぞれの要件について該当しているか、ご確認ください。

(1) 申請を行う方が、対象となるかどうか

(要綱第4条)

(2) 設置する設備が、対象となるかどうか

(要綱第5条)

(3) 設備を設置する建物が、対象となるかどうか

(要綱第6条)









(↑) 申請を行う方は、次の①~③の要件を満たす必要があります。(要綱第4条)

- ① 次のア又はイのいずれか早い日までに、補助対象設備を設置し、実績報告書を提出することができる方
 - ア 「補助対象設備による発電に関する**電力受給契約内容のお知らせ**又は補助対象設備の**メーカー発行の保証書**」の発行日又は保証開始日の翌日から60日以内 イ 令和4年3月15日(火)
- ② 次のア~ウのいずれかに該当する方
 - ア 設備を設置する住宅に,住んでいる方 (又は,実績報告書の提出までに住む予定の方)
 - イ 設備を設置する住宅を,所有している方 (又は,実績報告書の提出までに所有予定の方)
 - ウ 地域の集会所に設備を設置する自治会等(又は、その代表者)
- ③ 市税等(公租公課)を滞納していない方

(補足)

- 共同住宅の場合は、管理組合としても申請可能です。
- ・ 原則,設備の設置前に交付申請を行う必要がありますが,いわゆる建売住宅で,既 に設備を設置済みの建物の購入を検討されている場合も,「補助対象設備による発電に 関する電力受給開始日」又は「補助対象設備の保証開始日」のいずれか遅い日から一 年未満であれば申請対象となります。
- 二世帯住宅等,居住者や所有者が複数いる場合は,うち1名のみが申請可能です。
- 補助金は、申請者以外の名義の口座にはお振込みできません。

申請者 = 契約者 = 領収書及び保証書の宛名 = 振込口座名義人

- (**2**) 設置する設備は、次の①~⑤の要件を満たす必要があります。(要綱第5条) また、設置する設備ごとに、下表の要件を満たす必要があります。
 - ① 設備が生み出すエネルギー (電力や熱) を, 自家利用するもの
 - ② 申請時点で未使用品であるもの
 - ③ 増設でないもの(設置場所において、同種の設備が設置されておらず、補助対象 設備を設置するもの)
 - ④ 設置のための経費を負担しており、その経費に補助金を充当するもの (「リース品」や、初期費用ゼロで太陽光発電システムを導入するビジネスモデル である「0円ソーラー」は対象外です。)
 - ⑤ その他,法令・条例に適合しているもの

補助対象設備と設備要件の解説

補助対象設備	主要な設備要件の解説
太陽光発電	(1) 設置場所に常時固定されていること・ 金具等で建物屋根に固定されており、容易に取外しできないものに限ります。・ 太陽光パネルが折畳み式のものや、持運び可能なものは、対象外です。
システム	(2) 発電した電気の一部又は全部を、設置場所で使用すること・ 発電した電気は、自家利用してください。・ 全量を売電する場合や、申請者が管理していない建物に全量を送電してしまう場合は、対象外です。(3) 電力受給契約の受給最大電力*が2.0kW以上のシステム

※ 受給最大電力とは、太陽電池モジュールの公称最大出力と、パワーコンディショナ の定格出力のいずれか小さい方の値をいいます。





モジュール $4.55\,\mathrm{k\,W}$ > パワコン $3.80\,\mathrm{k\,W}$

→ 3.8kW(少数点以下2位切捨て)

補助対象設備	主要な設備要件の解説
	(1) 補助対象となる太陽光発電システムと同時に申請され、同時に設置されるもの・ 蓄電システムへの単独補助は実施しておりません。・ 蓄電システムが補助対象であっても、太陽光発電システムが補助対象でない場合、共に補助対象外になります。
蓄 電システム	 (2) 「パッケージ型番がSIIに登録されている」もの ・ パッケージ型番から、WEB上で簡単に検索いただけます。(検索方法は8ページに記載) (3) 蓄電容量が4.0 k W h 以上であるもの ・ カタログやSIIの検索結果から判断してください。 ・ メーカーにより表記が異なる場合があります。複数記載がある場合、「蓄電容量」と書かれた数値を優先してください。
太陽熱利用システム	(1) 強制循環型(空気集熱型含む)のシステムとして、ベターリビング認定を受け、登録されているもの・ 製品型番から、WEB上で簡単に検索いただけます。 (検索方法は9ページに記載)・ 補助対象は「強制循環型」で登録されている製品のみです。

(3) 設備を設置する建物は、次の①~③の要件を満たす必要があります。(要綱第6条)

- ① 京都市内の建物であること
- ② 住宅(一戸建ての住宅,長屋,共同住宅)又は地域の集会所であること
- ③ 自らが所有していない場合は、設備の設置について所有者の同意を得ていること

(補足)

- ・ 住宅は、"延べ面積の1/2以上が居住部分であること"が条件となります。
- ・ 「建物の一部で店舗を経営しており、残りの部分に居住している場合」など、建物 が複数の用途で構成されている場合は、延べ面積に対する居住部分の床面積の割合で 判断してください。



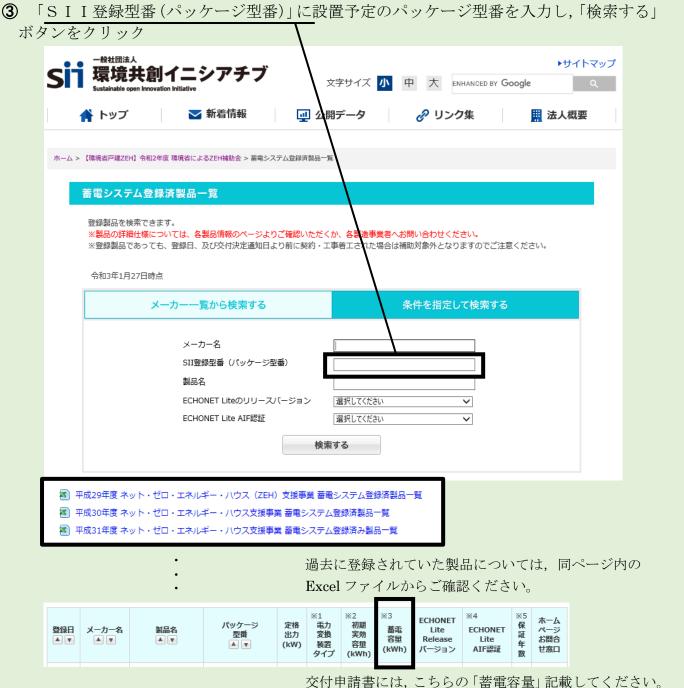


現在SIIに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人 創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。

パッケージ型番が不明な場合は、事前に契約業者や施工店、メーカーから聞き取りを行っ てください。

く確認方法>

- ① https://sii.or.jp/zeh/battery/search/maker#search にアクセス 又は, 「蓄電システム登録済製品一覧」などで検索
- 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択 2





(参考) 太陽熱利用システムのBL認定製品の確認方法

太陽熱利用システムの製品型番がベターリビング認定を受けている製品であるかは,「一般財団法人 ベターリビング」のホームページから確認することができます。

く確認方法>



③ 表示されるエクセルデータの「品目メニュー」シートの給湯器「太陽熱利用システム (強制循環型・空気集熱型)」ボタンをクリックし、該当製品を探してください。

・・・ 集熱器:設置方式 集熱器:集熱性能(kJ/(m²·day)) 集熱器:集熱面積(m²)・・・

交付申請書には、エクセルデータ中の「集熱器・集熱面積」を記載してください。

5 景観手続 (※ 必ず交付申請・工事着手前にご確認ください。)

景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課 (222-3474)又は風致保全課(222-3475)にお問い合わせください。

(受付時間:午前8時45分~11時30分,午後1時~午後3時)

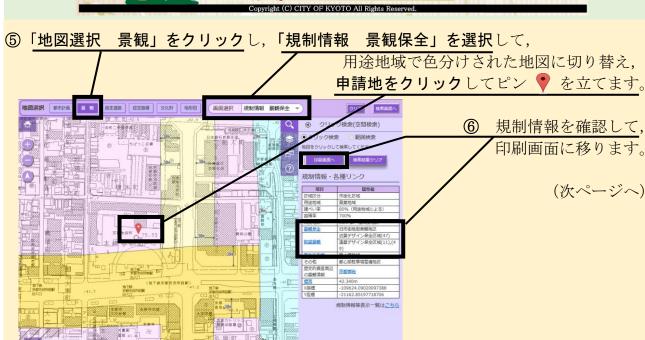
(参考) 景観規制等の確認方法

計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認することができます。

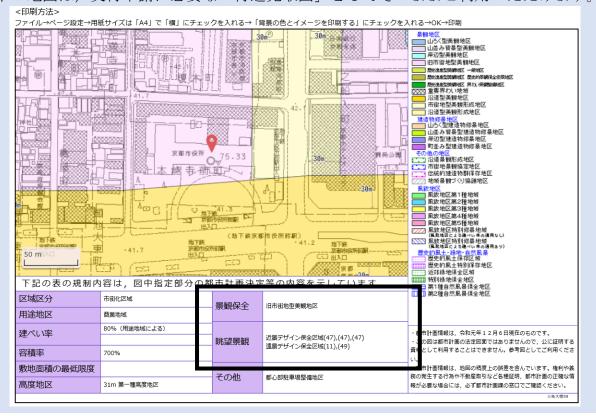
<京都市景観情報共有システムの利用の仕方>

- ①「京都市景観情報共有システム(https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/)」にアクセス
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意する」をクリック
- ③ 「本システムのご利用方法」を確認:操作説明書をご覧いただけます。





⑦ 下の地図は、交付申請に必要な「付近見取図」としてそのままご利用いただけます。

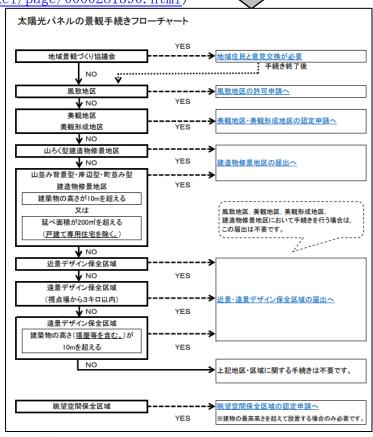


8 都市景観部のホームページ

「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」

(https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html)

のフローチャートと照らし合わせて, 景観手続の要否を確認してください。



6 問合せ・申請窓口

窓口 京(みやこ)安心すまいセンター

開館時間 9時45分~16時30分

(申請受付は9時45分~11時30分,

13時~16時30分)

休館日 水曜日,祝日,

年末年始(12月29日~1月3日)

住所 〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

電話 075-744-1631

※ 電話は9時30分~17時



注) 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

<問合せ方法>

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談は原則、**電話**でお受けいたします。
 - ※ 原則、窓口への持参やFAX、メールでの相談や確認は行っておりませんので御注意ください。



<申請時の注意事項>

(1) 申請書等の入手方法

「令和3年度京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金」のホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請書等の受付

申請書等は原則郵送(書留等)により提出してください。 なお,申請書等が揃っていない場合は,受付ができませんので御注意 ください。



(3) 申請書等の確認と訂正

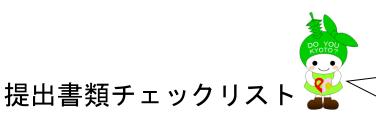
申請受付後,書類の確認を行います。後日担当者より連絡させていただきますので,必要に応じて訂正を行い,**差替え書類を送付してください**。

なお、一度提出された書類は返却できませんので、必ず<u>提出前に、申請書等のコピー</u> を取り、手元に残してください。

(4) 受付後の連絡

委任状がある場合は、原則、代理人に連絡を行いますが、一週間以上連絡が取れない場合は、業務の円滑な運営を図るため、申請者本人に連絡し、手続を進めさせていただきます。代理人の方は、必ず、連絡のつく電話番号と営業日を申請書に記載してください。

※ 官公庁へ提出する書類を業として代行し作成する場合、適切な資格が必要となります。



このチェックリストの順番に添付書類を揃えて、提出してください。 詳しい書き方は、P15以降をチェック!

注意 全ての提出書類のサイズは、A 4 (又はA 3 を折り込む)に揃えてください。

(1) 交付申請

7

提出書類と確認事項							
ア	□ 交付申請書(第1号様式(第7条関係))						
\downarrow	□ 次のいずれかの書類						
	□ 「契約書」又は「注文書及	以下が確認できる,請負契約又は売	_				
	び注文請書」等のコピー	買契約を締結していることを示す					
		もの					
		□ 設置場所 □ 各対象設備の名称					
		□ 契約者の氏名(申請者の住民票					
		の写しと一致)					
	□「見積書」等のコピー	以下が確認できる,請負契約又は売	P22				
		買契約を締結予定であることを示					
		すもの					
		□ 設置場所 □ 各対象設備の名称					
		□ 宛名(申請者氏名と一致)					
ウ	□ 申請者の住民票の写し	□ 発行後3箇月以内のもの					
	(コピー可)	※マイナンバーが記載されている	_				
		ものは受取不可					
Н	□ 補助対象設備の設置場所の	※所在地が容易に特定できるよう	P21				
	付近見取図	にしてください。					

(2) 変更承認申請

` <u>~~</u>	文外心中明							
	提出書類	と確認事項	記入例					
ア	ア □ 変更承認申請書 (第5号様式 (第12条関係))							
イ	□ 次のいずれかの書類							
	□「契約書」又は「注文書及	以下が確認できる、変更後の請負契						
	び注文請書」等のコピー	約又は売買契約を締結していること						
		を示すもの						
		□ 設置場所 □ 各対象設備の名称						
		□ 契約者の氏名(申請者の住民票の						
	写しと一致)							
	□ 「見積書」等のコピー	以下が確認できる,変更後の請負契	P22					
		約又は売買契約を締結予定であるこ						
	とを示すもの							
	□ 設置場所 □ 各対象設備の名称							
	□ 宛名 (申請者氏名と一致)							
ウ	□ その他,交付申請時からの変更内容を証明する書類							
	(提出書類で変更内容が確認	できない場合のみ,追加で提出)						

(3) 実績報告

補助対象設備		提出	書類と確認事項	記入例
共通	ア	□ 実績報告書(第11	号様式(第15条関係))	P19~20
	イ	□ 領収書等のコピー	以下が確認できるもの	_
			□ 宛名 (申請者氏名と一致)	
			□ 契約先に補助対象経費を支払っ	
			たこと	
	ウ	□ 契約書のコピー	※交付申請時に提出した場合は省略	_
			可能	
	エ	□ 交付申請時に「申請	者住所」と「設備の設置場所の所在地」	_
		が異なっていた方の	み, 次のいずれかの書類	
		□ 申請者の住民票	以下が確認できるもの	_
		の写し	□ 発行後3箇月以内のもの	
		(コピー可)	※マイナンバーが記載されているも	
			のは受取不可	
		□ 設置場所の建物	以下が確認できるもの	_
		の登記事項証明書	□ 発行後3箇月以内のもの	
		(コピー可)	□ 権利部の所有者に申請者氏名が	
			記載されている	
太陽光発電	オ	□ 補助対象設備によ		
システム		る発電に関する電	□ ご契約名義(申請者氏名と一致)	
		力受給契約内容の	□ 発電設備設置場所(設置場所の住	
			所と一致)	
			□ 受給最大電力(2.0kW以上)	
	力		ジュール」「パワーコンディショナ」の	P21
		設置後の写真(カラ		
蓄電	キ	□ メーカー発行の		_
システム		保証書のコピー※1	□ 宛名(申請者氏名と一致)	
			□ 保証開始日 □ 補助対象設備名	
	ク		/ーコンディショナ」「DC/DCコン	_
		バータ」の設置後の		
太陽熱利用	ケ	□ メーカー発行の		_
システム		保証書のコピー※2	□ 宛名(申請者氏名と一致)	
			□ 保証開始日 □ 補助対象設備名	
	コ	□ 「集熱器」「蓄熱槽」	の設置後の写真(カラー)※2	_

- ※1 実績報告書に記載したパッケージ型番が保証書に記載されている又は銘板の 写真で確認できること
- ※2 実績報告書に記載したBL認定の型式が保証書に記載されている又は銘板の 写真で確認できること

8 交付申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電システム及び蓄電システムの交付申請の一例です。作成の際は、申請内容に応じて必要箇所に記入してください。



[※] 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、「1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

TEL:

(090)0000 - 0000

月~金 9時~17時

・日中連絡のつくもの

【誓約事項】私(申請者)は,交付申請を行うに当たり,以下の事項に相違ないことを誓約します。

- ☑ 市税等(公租公課)を滞納していません。
- 🗹 申請する設備は増設に当たりません。また,法令,条例等に適合して設置されます。
- ☑ 申請する設備の設置場所及が使用場所は、住宅(面積の1/2以上が居住の用に供されている) 又は地域の集会所として利用される,京都市内の建物です。
- ☑ この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する 条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【交付申請の添付書類】チェックをして確認して下さい。

・詳しくは、 P22 をチェック

- ☑ 次のいずれかの書類
 - ☑ 契約書等で、請負契約又は売買契約が締結されていることを示す書類のコピー
 - □ 見積書等で、請負契約又は売買契約の締結予定であることを示す ・マイナンバーが記載され
- ☑ 申請者の住民票の写し(コピー可,発行後3箇月以内のもの) << ているものは受取不可

☑ 補助対象設備の設置場所の付近見取図(所在地が容易に特定できるようにしてください。)

作成方法は P21 をチェック

実績報告には,以下の書類が必要です。早めの御準備を,また受取忘れの無いようお願いします。

- 領収書のコピー(設備の設置に掛かった経費をお示しいただく必要があります。)
- 2 契約書のコピー(交付申請時点で契約を締結しておらず,**<u>見積書等で申請を行った方のみ</u>。)**
- **「交付申請時の申請者の現住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっている方のみ**、次のア又 はイの書類を追加で御提出いただき,申請条件に適合することをお示しください。
 - ア 申請者の住民票の写し(コピー可,発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
 - イ 設置場所の建物の登記事項証明書(コピー可,発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の4~6の書類

- 4 太陽光発電システムを申請される方は次のア及びイの両方
 - ア 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
 - イ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- 5 蓄電システムを申請される方は次のア及びイの両方
 - ア 保証書のコピー (メーカー発行)
 - 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後写真 ※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は,銘板の写真も提出すること
- 6 太陽熱利用システムを申請される方は次のア及びイの両方
 - ア 保証書のコピー (メーカー発行)
 - 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
 - ※BL認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

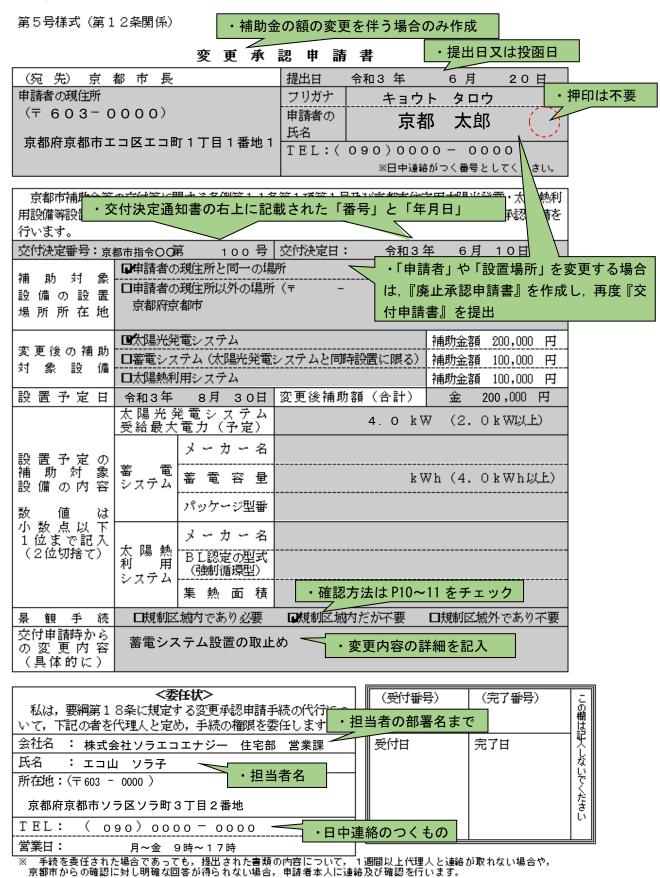
交付決定通知書 を別住所に送付 する場合の住所

) (∓

※ 新築・改修等で現在仮住まいをしており、申請者の現住所と郵送希望先が異なる場合に限ります。 申請者御本人以外へ郵送することはできません。

9 変更承認申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電システム及び蓄電システムの変更承認申請の一例です。作成の際は、変更内容に応じて必要箇所に記入してください。



【誓約事項】私(申請者)は、変更承認申請を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- ☑ 市税等(公租公課)を滞納していません。
- ☑ 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置されます。
- ☑ 申請する設備の設置場所及び使用場所は、住宅(面積の1/2以上が居住の用に供されている)又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
- ☑ この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する 条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【変更承認申請の添付書類】チェックをして確認して下さい。

- ☑ 次のいずれかの書類
 - ☑ 変更契約書等で、変更後の請負契約又は売買契約が締結されていることを示す書類のコピー
 - □ 変更見積書等で、変更後の請負契約又は売買契約の締結予定であることを示す書類のコピー
- □ その他,交付申請時からの変更内容を証明する書類

実績報告には、以下の書類が必要です。早めの御準備を、また受取忘れの無いようお願いします。

- 1 領収書のコピー(設備の設置に掛かった経費をお示しいただく必要があります。)
- 2 契約書のコピー(交付申請時点で契約を締結しておらず、**見積書等で申請を行った方のみ**)
- 3 「変更承認申請時の申請者の現住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっている方のみ、次の ア又はイの書類を追加で御提出いただき、申請条件に適合することをお示しください。
 - ア 申請者の住民票の写し(コピー可、発行後3筒月以内のもの)
 - ⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
 - イ 設置場所の建物の登記事項証明書(コピー可,発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の4~6の書類

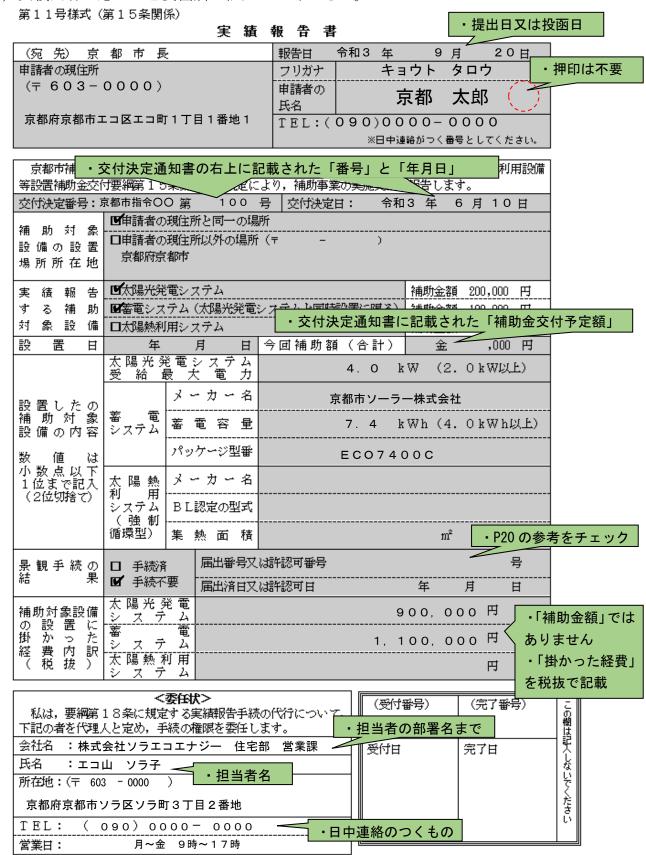
- 4 太陽光発電システムを申請される方は次のア及びイの両方
 - ア 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
 - イ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- 5 蓄電システムを申請される方は次のア及びイの両方
 - ア 保証書のコピー (メーカー発行)
 - イ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後写真 ※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
- 6 太陽熱利用システムを申請される方は次のア及びイの両方
 - ア 保証書のコピー (メーカー発行)
 - イ 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
 - ※BL認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

変更承認通知書	(∓	-)			
を別住所に送付						
する場合の住所						

※ 新築・改修等で現在仮住まいをしており、申請者の現住所と郵送希望先が異なる場合に限ります。 申請者御本人以外へ郵送することはできません。

10 実績報告書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電システム及び蓄電システムの実績報告の一例です。作成の際は、実績内容に応じて必要箇所に記入してください。



[※] 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、一週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請 以下にその内容を記載してください。

・軽微な変更点を記入 ※ 変更承認申請の要否に ついては「よくある質問」 QA7 (P25) を参照

蓄電システムの「蓄電容量」及び「SIIの登録型番」の変更

- · 蓄電容量 (変更前) 6.5 kWh ⇒ (変更後) 7.4 kWh
- ·SIIの登録型番 (変更前) ECO6500E ⇒ (変更後) ECO7400C

【誓約事項】私(申請者)は,実績報告を行うに当たり,以下の事項に相違ないことを誓約します。

- ☑ 市税等(公租公課)を滞納していません。
- ☑ 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置しました。
- 報告する設備の設置場所及び使用場所は、住宅(面積の1/2以上が居住の用に供されている)又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
- ☑ この誓約事項及び報告内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する 条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【実績報告の添付書類】チェックをして確認して下さい。

- ☑ 領収書等のコピーで、以下が確認できる書類
 - ☑ 宛名(申請者氏名と一致) ☑ 補助対象経費を契約の相手方に支払ったこと
- ☑ 契約書のコピー (☑ 交付申請時に提出したので,省略する。)
- □ 「交付典調時の典請者の住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっていた方のみ、次のいずれ かの書類
 - □ 申請者の住民票の写し(コピー可,発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
 - □ 設置場所の建物の登記事項証明書(コピー可、発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の書類

- ☑ 太陽光発電システムを申請された方は次の両方
 - ☑ 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
 - ☑ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- ☑ 蓄電システムを申請された方は次の両方
 - ☑ 保証書のコピー (メーカー発行)
 - ☑ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後写真 ※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
- □ 太陽熱利用システムを申請された方は次の両方
 - □ 保証書のコピー (メーカー発行)
 - □ 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
 - ※BL認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

(参考)「景観手続の結果」欄の「屆出番号又は許認可番号」について

景観手続に関する書類に記載されるもので、次の内容を、番号を含めすべて記入してください。

- ・京都市指令都景風第 ~ 号
- ・京都市指令都景景第 ~ 号
- ・修 ~ 号
- ・眺 ~ 号

11 添付書類作成例

(1) 付近見取図

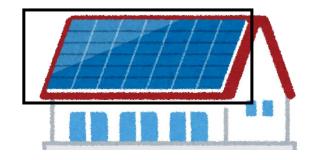
原則、P10~11 に記載の「京都市景観情報共有システム」をそのまま印刷して使用し、地図上で設置場所の建物が特定できない場合は、以下の記入例のように手書き等で補記してください。

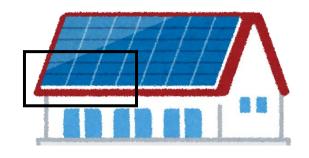


(2) 太陽電池モジュールの写真



- ※ 「全ての太陽電池モジュールが写っていない」「暗くて枚数が確認できない」などの 写真は不可です。
- 許容されるもの(全ての太陽電池モジュールが確認できる)
- × 不可(全ての太陽電池モジュールが確認できない。)





(参考) 見積書作成例(任意様式)

見積書や契約書に「各補助対象設備」の項目がない場合は、内訳明細書を添付してください。

令和○年○月○日

御見積書

○○ ○○ 様

○○邸 新築工事 京都市○○区○○町○○番地○

株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

京都市○○区○○町○○番地○○

TEL: 075-000-0000
FAX: 075-000-0000

お見積り金額

¥15,510,000- (内消費税¥1,410,000)

内訳明細書

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額	
【〇〇邸 新築工事】						
1 躯体工事		1	式		2, 100, 000	
2 外部工事		1	式		2, 200, 000	
3 内部工事	□ ■ 各補助対象設備の項	1	式		2, 300, 000	
4 設備工事	についての記載がない		式		2, 400, 000	
5 付帯工事	□ ため、追加で内訳明線		式		2, 500, 000	
6 設計関連	書を添付	1	式		2,600,000	
【小計】					14, 100, 000	
【消費税】					1, 410, 000	
【合計】					¥15,510,000	
~以下省略~						

内訳明細書

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
5 付帯工事					
(1) 太陽光発電システム		1	式		900, 000
(2) 蓄電システム		1	式		1, 100, 000
(3) 太陽熱利用システム		1	式		500, 000
【小計】					¥2,500,000

12 よくあるご質問

過去にお問い合わせが多かった内容について、補助金交付までの流れに沿って記載しています。

(1) 補助対象設備の契約

Q1:令和2年12月に対象設備の契約を締結し、令和3年10月に設置予定ですが、 申請は可能ですか。

Q2:新築等の契約をした後に、補助対象設備の追加・変更契約をしました。

(2) 交付申請書の提出

Q3:補助金はまだ残っていますか。

Q4:事前申請制であるということを知りませんでした。

Q5:先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

Q6:補助対象設備の要件

Q6-①:10年間の売電収入と引換えに、無償で太陽光パネルを設置する方式は補助対象ですか。

Q6-②: 蓄電システムの要件はありますか。

Q6-③: 既設の太陽光発電設備に蓄電池を新設する場合は、補助対象ですか。

Q6-④:太陽熱利用システムの要件はありますか。

Q6-⑤: 既設の設備を増設する場合は、補助対象ですか。

Q7:京都市外に住んでいるのですが、京都市内に所有する一戸建ての住宅に太陽光発電システムを設置する場合、補助金の申請は可能ですか。

(3) 交付決定通知書の受取

Q8:交付決定通知書の送付先は。

(4) 変更承認申請の提出

Q9:変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

(5) 設備の設置

Q10:交付決定通知書が届く前に設備を設置してもよいですか。

(6) 実績報告書の提出

Q11:実績報告書の提出が期限に間に合いません。

Q12:クレジット払い(ローン)又は振込のため領収書が発行されません。

Q13:系統連系が開始されないと、実績報告書は提出できないのですか。

(1) 補助対象設備の契約

- Q 1 令和 2 年 1 2 月に対象設備の契約を締結し、令和 3 年 1 0 月に設置予定です。申請 は可能ですか。
- A1 交付申請書に添付する契約書の写しの契約締結日がいつであるかは問いません。交付申請は、補助対象設備を設置する日の前日までに行ってください。

また,見積書等で,請負・売買契約を締結する予定であることが示せる場合は,契約締結前であっても交付申請が可能です。その場合は,実績報告時に契約書等を提出してください。

Q 2 新築等の契約をした後に、補助対象設備の追加・変更契約をしました。

A 2 原契約書(写)と変更(・追加)契約書(写)のうち、対象設備について契約が確認できる方を提出してください。

(2) 交付申請書の提出

- Q3 補助金はまだ残っていますか。
- A3 京都市HPで、補助金予算残額を公表していますので、ご確認ください。(隔週程度更新)

Q4 事前申請ということを知りませんでした。

A4 補助対象設備を設置する日の前日までに交付申請が必要であるため,**設置後の申請はできませ** <u>ん</u>。

Q5 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A 5 申請窓口に交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了しますので、交付申請は速やかに行ってください。ただし、「交付申請書の受取」には「提出書類の添付 書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うことになります。

Q6-① 10年間の売電収入と引換えに、無償で太陽光パネルを設置する方式は補助対象ですか。

A 6 - ① 初期費用ゼロで太陽光発電システムを導入するビジネスモデルである「0 円ソーラー」は当補助事業の対象外です。

(参考) 京都市太陽光発電プラットフォーム事業

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000276444.html

Q6-② 蓄電システムの要件はありますか。

A 6 -② 「パッケージ型番」がSIIに登録されているものが対象です。契約業者や施工店、メーカーに直接問い合わせ、設置予定の設備が登録されていることを確認してください。 なお、予めメーカーから「パッケージ型番」を聞き取っている場合は、ご自身でSIIのホームページ(https://sii.or.jp/zeh/battery/search)で検索し、登録の有無を確認することも可能です。確認方法は、P8をご確認ください。

Q6-③ 既設の太陽光発電設備に蓄電池を新設する場合は、補助対象ですか。

A6-③ 蓄電池のみの申請の場合, <u>補助対象にはなりません</u>。 補助対象となる太陽光発電システムと同時に申請され, 同時に設置される場合のみ補助対象となります。

Q6-④ 太陽熱利用システムの要件はありますか。

A 6 - ④ 強制循環型(空気集熱型含む)のシステムとして、ベターリビング認定を受け、登録されているものが対象です。契約業者や施工店、メーカーに直接問い合わせ、設置予定の設備が登録されていることを確認してください。

なお、予めメーカーから「製品型番」を聞き取っている場合は、ご自身でベターリビングのホームページ (https://www.cbl.or.jp/bldb/index.html) で検索し、登録の有無を確認することも可能です。確認方法は、P9をご確認ください。

- Q6-5 既設の設備を増設する場合は、補助対象ですか。
- A 6 −⑤ 同種の設備が既に設置されており,**増設となる場合は補助対象外**です。
- Q7 京都市外に住んでいるのですが、京都市内に所有する一戸建ての住宅に太陽光発電 システムを設置する場合、補助金の申請は可能ですか。
- A 7 設備を設置する住宅に住んでいない方でも、**建物の所有が確認できる登記事項証明書の提出が 可能であれば補助金の申請が可能**です。(実績報告書の提出までに所有予定の場合も可) ただし、住宅については、**延べ面積の二分の一以上が居住の用に供されていること**が条件です。 なお、設置場所に住んでいない場合でも、交付申請時には本人確認のため、必ず現在の住民票の 写し(コピー可)の提出が必要です。(発行後3箇月以内のもの)

(3) 交付決定通知書の受取

- Q8 交付決定通知書の送付先は。
- A8 交付申請書の確認完了から約1箇月後、申請者の現住所へ宛て、「**京都市 環境政策局 地球温 暖化対策室**」から交付決定通知書を封筒に入れてお送りします。なお、「交付決定通知書の郵送先」を変更されたい場合は、交付申請書の「交付決定通知書の郵送先」欄に、希望する郵送先住所を記入してください。代理人や工事請負契約者等に宛てての送付はできません。

(4) 変更承認申請の提出

- Q9 変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。
- A 9 <u>補助金額が変わる場合にのみ、変更承認申請が必要です</u>。それ以外の変更は、実績報告書の「交付申請時からの変更点等」欄に変更内容を記載してください。下表以外の具体的な事例について不明な点があれば、窓口に直接ご連絡ください。

	ですのは無いのがのは、心中に直接に延縮でたとす。						
	変更承認申請が必要	変更承認申請が不要					
	发	(実績報告書裏面への記載で可)					
基準	補助金額に変更が生じる場合	補助金額に変更が生じない場合					
	・蓄電システムの設置を取りやめた。	・手続代行者を変更した。					
	・型番を変更したために、要件を満たさなく	・契約会社が会社名や代表者名を変更した。					
主な例	なり、補助対象から外れた。	・契約(見積)先や契約内容,契約金額の変					
		更を行った。					
		・型番を変更したが,要件を満たしている。					

(注) <u>申請者又は設置場所を変更する場合は、変更承認申請では対応できません。廃止承</u> 認申請書で当初申請を取り下げ、改めて新規の交付申請を行ってください。

(5) 設備の設置

- Q10 交付決定通知書が届く前に設備を設置してもよいですか。
- A10 <u>交付決定通知書を待たず設備の設置をしていただいても問題はありません</u>。ただし、補助金の 交付が確定していない状態で設置することとなります。審査の結果により、補助金が交付されない 可能性があることを踏まえて、設置をしてください。

(6) 実績報告書の提出

- Q11 実績報告書の提出が期限に間に合いません。
- A11 <u>補助金をお支払いできません</u>。実績報告書の提出期限は、実績報告書に添付する<u>「補助対象設備</u> による発電に関する電力受給契約内容のお知らせ又は補助対象設備のメーカーが発行する保証書」 <u>の発行日又は保証開始日の翌日から起算して60日を経過した日まで</u>、又は<u>令和4年3月15日</u> (火) のいずれか早い期日までです。

そのほか,期限を超えた場合以外にも,申請内容に虚偽があることが判明した場合は,補助金をお支払いすることができません。

Q12 クレジット払い(ローン)又は振込のため領収書が発行されません。

A12 領収書が発行されないローンやクレジット、振込で支払った場合は、領収書の代わりとして、契約の相手方に補助対象経費を支払ったことを証明する書類(様式は任意、宛名(申請者氏名と一致)、補助対象設備の設置に掛かった経費の支払額、領収項目(補助対象設備)が明記されていること)の提出をお願いします。

Q13 系統連系が開始されないと、実績報告は提出できないのですか。

A13 太陽光発電システムについて,**系統連系が開始されていることを証明する「補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」の提出が必要**です。